

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成 29年 7月 12日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区神田錦町3-23		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社JOLED 代表取締役社長 東入来 信博
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環境マネジメントシステムの名称	株式会社JOLED環境マネジメントシステム（独自のシステム）	
適用範囲	株式会社JOLED 京都技術開発センター	
導入年月日	2016年 1月 1日	
認証番号	-	
基本方針	JOLEDは、国・地方自治体などの環境規制の要求を満たす環境管理の仕組みを構築し、その継続的な改善を図るとともに、環境汚染の予防に配慮した企業であり続けます。 ・適用法令の順守徹底 ・環境負荷低減	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	1. 省エネルギー、温暖化防止の推進 CO2排出量削減目標：原単位 年1%改善 2. 研究開発現場での化学物質の適正管理および産業廃棄物の排出管理 3. 環境関連の法令順守の徹底	
目標を達成するための取組の内容	1. 省エネルギー、温暖化防止の推進（CO2排出量の削減） ・CO2排出量の月度管理（各種エネルギー、温室効果ガス使用量の管理） ・低消費電力設備への更新、空調機器の電力管理 2. 研究開発現場での化学物質の適正管理および産業廃棄物の排出管理 ・化学物質使用および産業廃棄物排出の量的把握 ・化学物質アセスメントの実施および産業廃棄物マニフェストの管理 3. 環境関連の法令順守の徹底 ・該当法令内容に対する順守評価の実施	
目標を達成するための取組の進捗状況	1. CO2排出量の削減 ・CO2排出量の前年度比（月管理）を数値化し、管理継続中 ・低消費電力設備への更新検討、空調機器のON/OFF管理徹底 2. 研究開発現場での化学物質の適正管理および産業廃棄物の排出管理 ・化学物質使用/産業廃棄物排出の量的管理（毎月） ・アセスメントの実施（新規化学物質導入時）とマニフェスト管理（毎月） 3. 環境関連の法令順守の徹底 ・法令改正時の内容見直し（随時）と順守評価実施（毎月）	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	1. 省エネルギー、温暖化防止の推進 CO2排出量（原単位）：H28年度0.4%増加（H27年度比）【評価】× ⇒ 研究開発拡大、クリーンルーム増設による増加 2. 研究開発現場での化学物質の適正管理および産業廃棄物の排出管理 環境マネジメントプログラムによる毎月管理実施 【評価】○ 3. 環境関連の法令順守の徹底 環境マネジメントプログラム管理シートにて毎月の順守評価実施 【評価】○	
事業活動に係る法令の遵守の状況	・該当法令の順守確認（毎月確認） 違反および行政当局からの指導・指摘等無し <参考> 京都市条例以外では、省エネ法報告、特定施設届出、産業廃棄物管理票交付等状況報告、大気・水質定期測定など	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価及び見直しの必要性については、経営層によるマネジメントレビュー結果を踏まえ、1回/年検討。 環境マネジメントシステムの昨年度導入・結果より、今年度も現行の目標および取組内容を継続実施。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。